一三八	静音性車両の低減された可聴性に係る認可に関する統一規定
一三九	乗用車のブレーキアシストシステム（ＢＡＳ）に係る認可に関する統一規定
一四〇	乗用車の横滑り防止装置（ＥＳＣ）に係る認可に関する統一規定
一四一	車両のタイヤ空気圧監視システム（ＴＰＭＳ）に係る認可に関する統一規定
一四二	自動車のタイヤの取付けに係る認可に関する統一規定
一四四	次に掲げる事項に関する統一規定 Ⅰａ　事故自動緊急通報部品（ＡＥＣＣ） Ⅰｂ　車両区分Ｍ１及びＮ１の車両用の事故自動緊急通報器（ＡＥＣＤ） Ⅱ　認可された型式のＡＥＣＤを装備している車両の事故自動緊急通報装置（ＡＥＣＳ） Ⅲ　認可されていない型式のＡＥＣＤを装備している車両の事故自動緊急通報装置（ＡＥＣＳ）
一四五	車両のＩＳＯＦＩＸ取付装置、ＩＳＯＦＩＸトップテザー取付装置及びアイサイズ着座位置に係る認可に関する統一規定
一四六	自動車及びその構成部品の車両区分Ｌ１、Ｌ２、Ｌ３、Ｌ４及びＬ５の水素燃料電池自動車の安全関連性能に係る認可に関する統一規定
一四八	動力駆動車両及びそのトレーラーの指示装置（ランプ）の認可に関する統一規定
一四九	動力駆動車両の照射灯火器（ランプ）及び照射灯火装置の認可に関する統一規定
一五〇	動力駆動車両及びそのトレーラーの再帰反射器及び再帰反射材の認可に関する統一規定
一五一	自動車の側方衝突警報装置に係る認可に関する統一規定
一五二	自動車の車両区分Ｍ１及びＮ１の車両の高度緊急制動装置（ＡＥＢＳ）に係る認可に関する統一規定

付録二―Ｃ―２　一方の締約国が適用している国際連合規則であって他方の締約国がその適用を検討していないもの

規則番号	名称	他方の締約国が適用する日付（注） 注　この附属書の第五条２の規定に従って合意される日付
七三	次に掲げる認可に関する統一規定 Ⅰ　車両の側面保護装置（ＬＰＤ）に係る認可 Ⅱ　側面保護装置（ＬＰＤ）の認可 Ⅲ　この規則の第二部に基づいて認定された型式のＬＰＤの車両への取付けに係る認可	
一二六	当初の車両に備え付けられていない仕切りシステムであって荷物の移動に対する乗員保護のためのものの認可に関する統一規定	

附属書二―Ｄ　焼酎の輸出の促進

日本国の酒税法（昭和二十八年法律第六号）第三条第十号に定義する単式蒸留焼酎であって、日本国において単式蒸留機によって生産され、瓶詰にされるものは、英国の他の適用可能な法的要件が満たされる場合には、四合（注１）、五合（注２）又は一升（注３）の伝統的な瓶で英国の市場に提供することを認められる。

注１　一合は、百八十ミリリットルと等しい。

注２　英国は、自国の必要な国内手続の完了を条件として、この附属書に規定する五合の伝統的な瓶に関する義務を履行する。英国は、当該義務の履行を確保するため迅速に必要な手段をとり、及びこの協定の効力発生の日の後九十日以内に、当該義務の履行のために必要とされる自国の国内手続の完了を日本国に通告する。

注３　一升は、千八百ミリリットルと等しい。

附属書二―Ｅ　ぶどう酒産品の輸出の促進

第一編　英国

第Ａ節　第二・二十四条１(a)及び２(a)に規定する英国の法令

第二・二十四条１(a)及び２(a)に規定する英国において承認される産品の定義及び醸造法並びに英国において適用される制限については、次に掲げる法令において定める。

二千十三年十二月十七日の欧州議会及び閣僚理事会の規則（ＥＵ）第一三〇八・二〇一三号（農産品についての市場の共通体系について定め、並びに閣僚理事会規則（ＥＥＣ）第二二・七二号、閣僚理事会規則（ＥＥＣ）第二三四・七九号、閣僚理事会規則（ＥＣ）第一〇三七・二〇〇一号及び閣僚理事会規則（ＥＣ）第一二三四・二〇〇七号を廃止するもの）（二千十三年十二月二十日の欧州連合の官報（ＯＪ　Ｌ　三四七）六百七十一ページ）。特に、同欧州議会及び閣僚理事会の規則第七十五条、第七十八条、第八十条、第八十一条、第八十三条及び第九十一条並びに附属書Ⅶ第二編並びに附属書Ⅷ第一編及び第二編の規定に基づくぶどう酒分野の生産に関する規則。ただし、これらの規定が第二章第Ｃ節の規定の適用対象となる産品に関係する場合に限る。

二千十九年三月十二日の欧州委員会委任規則（ＥＵ）第二〇一九・九三四号（アルコール分を増加させることができるぶどう酒生産区域、ぶどう産品の生産及び保存について適用される承認された醸造法及び制限、副産物のアルコールの比率の下限及び副産物の処分並びに国際ぶどう及びぶどう酒機関の一件書類の公表に関して欧州議会及び閣僚理事会の規則（ＥＵ）第一三〇八・二〇一三号を補足するもの）（二千十九年六月七日の欧州連合の官報（ＯＪ　Ｌ　一四九）一ページ）。ただし、これらの規定が第二章第Ｃ節の規定の適用対象となる産品に関係する場合に限る。

二千十九年四月十六日の欧州委員会実施規則（ＥＵ）第二〇一九・九三五号（ぶどう産品の物理的な、化学的な及び感覚に関する性質を決定するための分析方法並びに天然アルコール分の増加に関する構成国の決定の通報に関して欧州議会及び閣僚理事会の規則（ＥＵ）第一三〇八・二〇一三号を適用するための規則を定めるもの）（二千十九年六月七日の欧州連合の官報（ＯＪ　Ｌ　一四九）五十三ページ）。ただし、これらの規定が第二章第Ｃ節の規定の適用対象となる産品に関係する場合に限る。

第Ｂ節　第二・二十四条２(b)に規定する第一段階の醸造法

第二・二十四条２(b)に規定する第一段階の英国における醸造法は、次に掲げるものから成る。

アルギン酸カルシウム
カラメル
Ｌ㈩酒石酸
リゾチーム
微結晶セルロース
オークチップ
パーライト
アルギン酸カリウム
ピロ亜硫酸カリウム＝亜硫酸水素カリウム
ばれいしょたんぱく質
酵母たんぱく質抽出物

第Ｃ節　第二・二十五条２に規定する第二段階の醸造法

第二・二十五条２に規定する第二段階の英国における醸造法は、次に掲げるものから成る。

亜硫酸水素アンモニウム
炭酸カルシウム及びＬ㈩酒石酸とＬ㈠リンゴ酸とのカルシウム複塩
コウジカビ属由来のキチングルカン
二炭酸ジメチル（ＤＭＤＣ）
メタ酒石酸